

解体業、破砕業に関する主要検討課題について

自動車リサイクル法における解体業・破砕業の扱い

使用済自動車の再資源化は、その流通過程（自動車の所有者 引取業者 フロン類回収業者 解体業者 破砕業者 自動車製造業者等）において、解体業者、破砕業者、自動車製造業者等により段階的に行われる。

自動車リサイクル法では、

これらの再資源化の内容について、各主体について再資源化基準を主務省令により定め、実施を義務づける（使用済自動車等について廃棄物処理法上の廃棄物とみなし、生活環境の保全の観点から廃棄物処分基準を適用している。）とともに、

引取業者・フロン類回収業者の登録制度、解体業者・破砕業者の許可制度を設けることにより、不法投棄の抑止、再資源化・適正処理能力の確保等を図る

こと等によって、使用済自動車の適正処理の確保及び再資源化を促進することとしている。

当合同会議では、このうち、解体業、破砕業に係る諸基準の考え方を中心に検討を行う。

1. 解体業

(1) 解体業の許可

- ・「解体業」とは、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいう。（法第2条第13項）
- ・解体業を行おうとする者は、当該事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可を受けなければならない。（法第60条第1項）

* 自動車リサイクル法施行後は、生活環境の保全と適切なりサイクル実施能力の確保の観点から、全ての解体業者について解体業の許可が必要（現在は、廃棄物処理法の廃棄物に該当しない使用済自動車のみを取り扱っている解体業者は廃棄物処理法の業許可は不要）

** 現在、廃棄物処理法の業許可を得て解体業を営んでいる者は、自動車リサイクル法の許可制度施行後3ヶ月以内に届出書を提出すれば、自動車リサイクル法の解体業の許可業者とみなす。廃棄物処理法の業許可を得ていない解体業者については、新たに自動車リサイクル法の解体業の許可の取得が必要。（別添1参照）

*** 解体とあわせて解体自動車のプレスを行う場合には、破砕業の許可も必要（プレスは破砕前処理と位置付けられる）

(2) 許可基準

都道府県知事等は許可申請者が以下のいずれにも適合していると認めるときでなければ許可してはならない。(法第62条)

- 一 その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 申請人が一定の欠格要件に該当しないものであること。

検討課題

施設に係る基準

- ・解体業を適正に行う上でどのような施設が必要か？
- ・現在、廃棄物処理法の許可を得て解体業を営んでいる者については届出により自動車リサイクル法の解体業者とみなされるが、廃棄物処理法の許可基準等との整合をどのようにとれば良いか。

申請者の能力に係る基準

- ・解体業を適正に行う上で必要な申請者の能力とはどのようなものか。
- * いずれにしても、使用済自動車の流通、処理実態を十分に踏まえて検討することが重要。

(3) 再資源化基準等

- ・解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。(法第16条第1項)
- ・前項の再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。(法第16条第2項)

- * 使用済自動車の収集、保管、解体、廃油等の処理に関しては生活環境の保全の観点から廃棄物処理法の処分基準が適用される。

検討課題

- ・解体作業を行う上でリサイクルを推進するために解体業者に義務づけられる再資源化基準として、どのようなものが必要か。

- * これまでの指導通知に基づく「シュレッダー処理される自動車及び電気機械器具の事前選別ガイドライン」及び自発的取組の指針である「使用済み自動車リサイクルイニシアチブ」の内容・適用状況や使用済自動車の流通・処理の実態を十分に踏まえて検討することが重要。

2. 破砕業

(1) 破砕業の許可

- ・「破砕業」とは、解体自動車の破砕及び破砕前処理（圧縮その他の主務省令で定める破砕の前処理をいう。）を行う事業をいう。（法第2条第14項）
- ・破砕業を行おうとする者は、当該事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならない。（法第67条第1項）

- * 自動車リサイクル法施行後は、生活環境の保全と適切なりサイクル実施能力の確保の観点から、全ての破砕業者について破砕業の許可が必要。
- * * 現在、廃棄物処理法の許可を得て破砕業を営んでいる者は、自動車リサイクル法の許可制度施行後3ヶ月以内に届出書を提出すれば、自動車リサイクル法の破砕業の許可業者とみなす。
- * * * シュレッダーマシン等が廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設に該当する場合には、都道府県知事等の産業廃棄物処理施設の設置許可が別途必要（一般に、シュレッダーマシン以外の施設は非該当）。

検討課題

- ・破砕前処理として位置付けられるものとしては、圧縮（プレス）、せん断（シャー）でよいか。

(2) 許可基準

- 都道府県知事等は許可申請者が以下のいずれにも適合していると認めるときでなければ許可してはならない。（法第69条）
- 一 その事業の用に供する施設及び破砕業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 申請人が一定の欠格要件に該当しないものであること。

検討課題

施設に係る基準

- ・破砕業を適正に行う上でどのような施設が必要か。
- ・破砕前処理のみを行う事業者を区分して扱うべきか。
- ・現在、廃棄物処理法の許可を得て破砕業を営んでいる者については届出により自動車リサイクル法の破砕業者とみなされるが、廃棄物処理法の許可基準との整合をどのようにとれば良いか。

申請者の能力に係る基準

- ・ 破砕業を適正に行う上で必要な申請者の能力とはどのようなものか。
- * いずれにしても、解体自動車の流通・処理実態を十分に踏まえて検討することが重要。

(3) 再資源化基準等

- ・ 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破砕前処理を行わなければならない。(法第18条第1項)
- ・ 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。(法第18条第4項)
- ・ 前項の再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。(法第18条第5項)

- * 解体自動車の収集、保管、破砕等の処理に関しては生活環境の保全の観点から廃棄物処理法の処分基準が適用される。

検討課題

- ・ 破砕前処理に当たっての、解体自動車の再資源化を促進するための基準としてどのようなものが必要か。
- ・ 破砕を行う上でリサイクルを推進するために破砕業者に義務づけられる再資源化基準としてどのようなものが必要か。